

議第292号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 12京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項及び京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会の項を次のように改める。

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	1	年
------------------------------------	--	------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会を廃止する必要があるので提案する。